

奈良県における中小企業の労働事情

令和2年度 奈良県中小企業

労働事情実態調査報告書

令和3年1月

奈良県中小企業団体中央会

はじめに

本書「奈良県における中小企業の労働事情」は、例年7月1日を基準日として全国中小企業団体中央会及び都道府県中小企業団体中央会が共同して実施している「労働事業実態調査」の結果をとりまとめた報告書です。

この調査は、中小企業における労働事情を的確に把握し、適正な中小企業労働対策の樹立並びに中央会の雇用・労働対策事業の推進に資することを目的としたもので、令和2年度においても奈良県内の多くの組合及び中小企業等の皆様のご協力のもと実施させていただきました。（調査依頼600社。回答率44.3%）

本年度の調査内容としては、例年調査している基本項目（経営、労働時間、雇用、賃金、採用関係）に加え、新たに「高年齢者の雇用」及び「新型コロナウイルス感染拡大による影響」について調査を行ったところです。

また、全国中央会が調査票を作成し調査結果を集計・発表していますので、全国的な状況や傾向等を参考としつつ、本県の状況等をご覧いただけるような整理となっております。

地域経済の担い手である中小企業・小規模事業者の皆様を取り巻く環境については、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、感染拡大防止策を講じながら社会経済活動を行わなければならない状況に加え、デジタル化への対応、労働力不足、働き方改革、人口減少問題など、先行きが見通せない厳しい状況が続いております。

是非より多くの事業者・関係者の皆様にご覧いただき、今後の労働環境等の改善の参考としてお役立ていただければと願っております。

最後に、調査にご協力いただきました組合及び中小企業等の皆様に厚く御礼を申し上げますとともに、皆様の今後ますますのご発展を心からお祈り申し上げます。

令和3年1月

奈良県中小企業団体中央会

目 次

I	調査実施の要領	1
II	回答事業所の概要	2
III	調査結果の概要	3
	設問 1) 現在の従業員数について	3
	設問 2) 経営について	4
	設問 3) 従業員の労働時間について	7
	設問 4) 従業員の有給休暇について	8
	設問 5) 新規学卒者の採用について	9
	設問 6) 高年齢者の雇用について	11
	設問 7) 新型コロナウイルス感染拡大による影響について	14
	設問 8) 賃金改定について	18
	設問 9) 労働組合の有無について	20

I. 調査実施の要領

1. 調査の目的

この調査は、奈良県における労働事情を的確に把握し、適正な中小企業労働対策の樹立並びに時宜を得た中央会の雇用・労働対策事業の推進に資することを目的とする。

2. 調査機関

奈良県中小企業団体中央会

3. 調査時点

令和2年7月1日

4. 調査の対象

奈良県中小企業団体中央会会員組合所属企業及びその他の企業合計600社で、製造業・建設業・運輸業・情報通信業にあつては従業員300人以下の事業所を、卸売業・サービス業にあつては100人以下、小売業にあつては50人以下の事業所を選定した。

5. 調査の実施方法

奈良県下の事業所を、業種別を選定し、調査票を送付し回答を求めた。調査結果は全国中小企業団体中央会において全国集計し、取りまとめた。

6. 調査の内容

設問1)現在の従業員数について

設問2)経営について

設問3)従業員の労働時間について

設問4)従業員の有給休暇について

設問5)新規学卒者の採用について

設問6)高年齢者の雇用について

設問7)新型コロナウイルス感染拡大による影響について

設問8)賃金改定について

設問9)労働組合の有無について

II 回答事業所の概要

1 調査票の回収状況

調査対象 600 事業者所のうち、有効回答数は、製造業と非製造業を合わせて 253 事業所で回収率は、42.2%となった。

図表 1 実態調査回収率

	製造業	非製造業	合計
配布数	351	249	600
回答数	155	98	253
回収率	44.2%	39.4%	42.2%

2 回答事業者の内訳

今回の調査では、回答のあった 253 事業者所のうち、製造業が 155 事業者所で 61%、非製造業が 98 事業者所で 39%だった。従業員規模は「30～99 人」(36.0%) が最も多く、次いで「1～9 人」(27.7%)、「10～29 人」(24.5%) と続き、従業員規模 30 人未満の事業者所は全体の 52.2%を占め、全国平均 68.3%を 16.1 ポイント下回った。

図表 2 令和 2 年度調査の回答事業者の内訳

		事業者数	従業員規模			
			1～9 人	10～29 人	30～99 人	100～300 人
製造業	食料品	18	3	4	6	5
	繊維工業	22	5	4	11	2
	木材・木製品	15	7	3	3	2
	印刷・同関連	7	2	2	2	1
	窯業・土石	5	1	2	2	0
	化学工業	17	3	3	9	2
	金属、同製品	27	4	9	13	1
	機械器具	10	3	3	3	1
	その他	34	9	9	12	4
	小計	155	37	39	61	18
非製造業	情報通信業	4	2	0	2	0
	運輸業	22	3	4	12	3
	建設業	25	10	9	5	1
	卸・小売業	31	12	4	7	8
	サービス業	16	6	6	4	0
	小計	98	33	23	30	12
合計		253	70	62	91	30
構成比 (%)		100	27.7	24.5	36.0	11.8

Ⅲ 調査結果の概要

設問 1) 現在の従業員数について

奈良県の雇用形態別の従業員割合をみると、「正社員」が 73.6%で最も多く、次いで「パートタイマー」(17.5%)、「委託・契約社員」(4.9%)、「派遣」(2.1%)、「その他」(1.9%)と続く。全国平均と比べると、「正社員」は 1.8 ポイント低く、「パートタイマー」は 3.1 ポイント高い。特に、女性のパートタイマー比率が高く、全国と比べ、奈良県の女性パートタイマーは 7.7 ポイント上回っている。

昨年度と比較すると、奈良県では「パートタイマー」が 2.2 ポイント減少しており、「正社員」では 1.5 ポイント増加している。「正社員」を男女別でみると男性では 1.4 ポイント増加しており、女性は 0.8 ポイント減少している。

図表 3 男女雇用形態別の従業員割合 (%)

	正社員	パートタイマー	派遣	委託・契約社員	その他
全国	75.4	14.4	2.0	5.6	2.6
(昨年度)	(74.3)	(15.1)	(2.5)	(5.6)	(2.5)
男性	84.4	6.0	1.5	6.0	2.1
(昨年度)	(83.9)	(6.1)	(1.9)	(5.9)	(2.1)
女性	55.4	33.3	3.0	4.7	3.6
(昨年度)	(53.6)	(34.5)	(3.9)	(4.8)	(3.2)
奈良県	73.6	17.5	2.1	4.9	1.9
(昨年度)	(72.1)	(19.7)	(2.5)	(3.9)	(1.9)
男性	87.0	6.0	1.3	4.6	1.1
(昨年度)	(85.6)	(6.8)	(2.3)	(3.7)	(1.6)
女性	46.4	41.0	3.5	5.5	3.6
(昨年度)	(47.2)	(43.3)	(3.0)	(4.2)	(2.3)

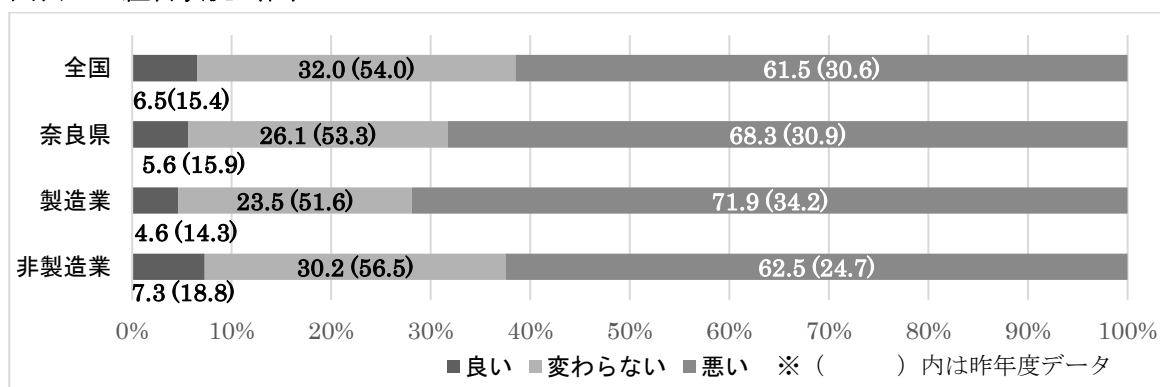
設問 2) 経営について

①現在の経営状況について

現在の経営状況は昨年度調査と比べると「良い」事業所割合は奈良県（5.6%）が全国（6.5%）を0.9ポイント下回っている。昨年度調査と比べて奈良県は経営状況が「良い」事業所は10.3ポイント減少しており、経営状況が「悪い」事業所は37.4ポイント増加している。

業種別に、「良い」事業所割合をみると、非製造業（7.3%）が製造業（4.6%）を上回っている。昨年度調査と比べると経営状況が「良い」事業所は製造業が9.7ポイント減少し、非製造業は11.5ポイント減少しており、経営状況が「悪い」事業所は製造業が37.7ポイント増加し、非製造業も37.8ポイント増加している。

図表 4 経営状況 (%)

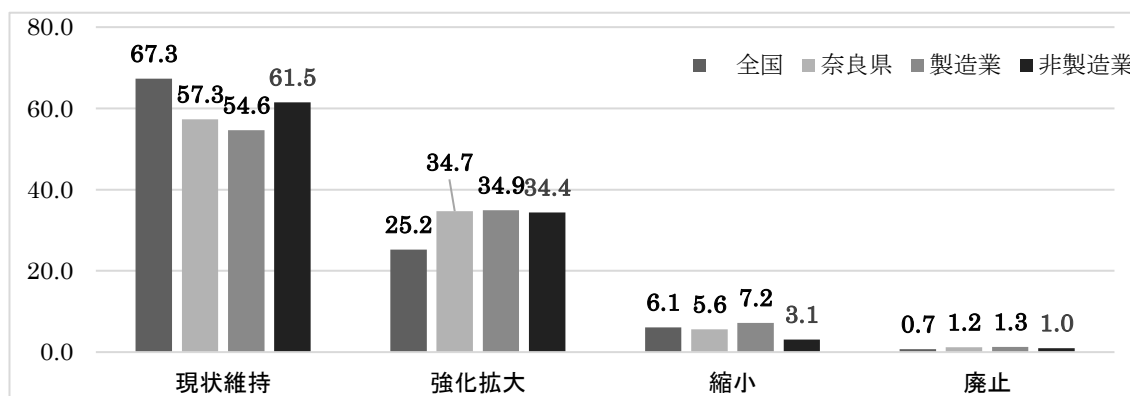


②経営方針について

現在行っている主要な事業について、奈良県は「現状維持」との回答が57.3%と最も多く、次いで「強化拡大」34.7%、「縮小」5.6%、「廃止」1.2%と続いている。

全国、製造業および非製造業においても同順位となっている。

図表 5 経営方針 (%)



③経営上の障害

経営上の障害については、奈良県では「販売不振・受注の減少」が51.2%で最も多く、次いで「人材不足（質の不足）」（41.0%）、「人件費の増大」（21.7%）、となっている。

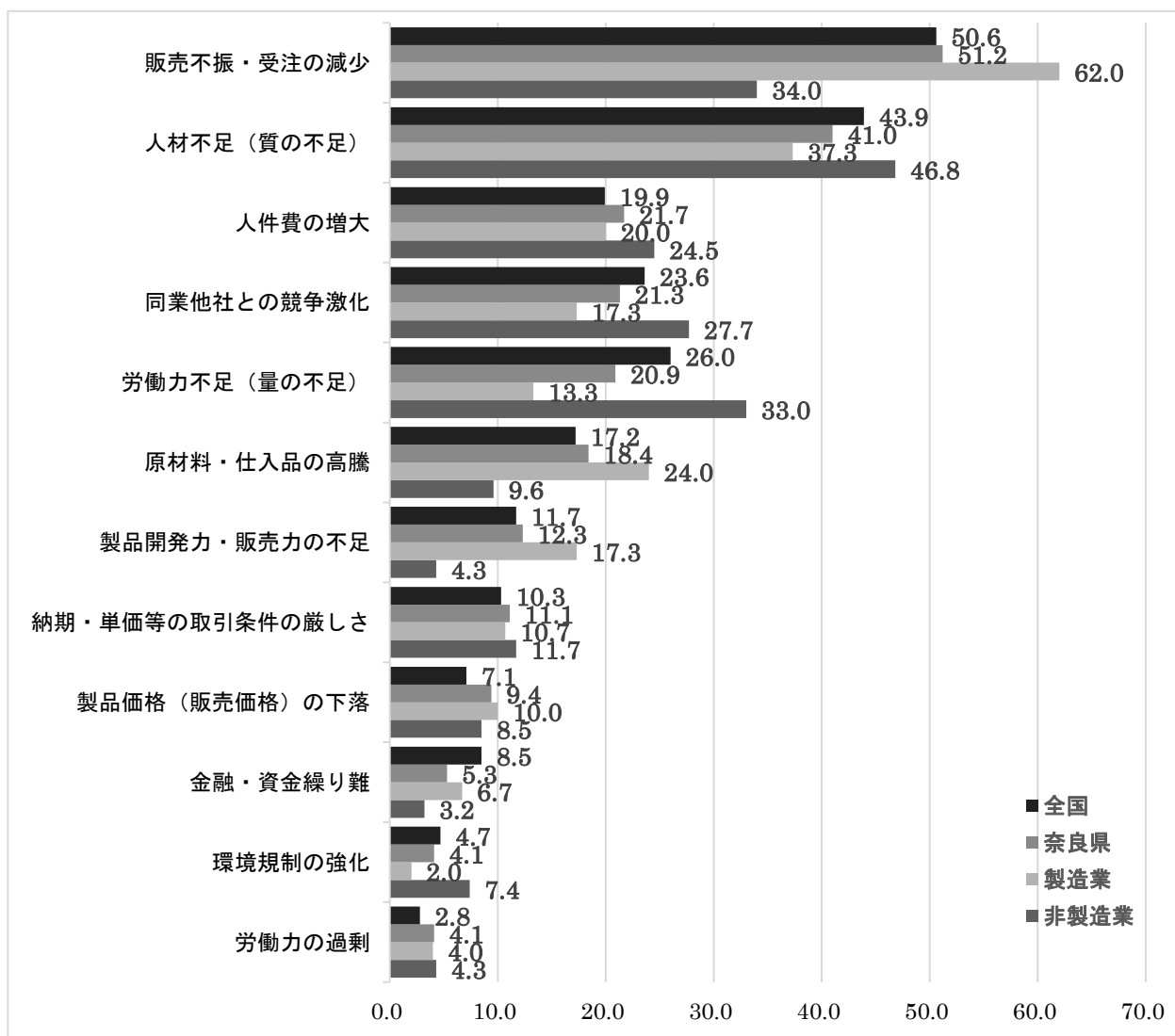
業種別にみると、製造業では「販売不振・受注の減少」が62.0%で最も多く、次いで「人材不足（質の不足）」が37.3%、「原材料・仕入れ品の高騰」（24.0%）となっている。

非製造業では「人材不足（質の不足）」が46.8%と最も多く、「販売不振・受注の減少」が34.0%、「労働力不足（量の不足）」が33.0%となっている。

経営上の障害（上位5位）

	奈良県		全国	
1位	販売不振・受注の減少	51.2%	販売不振・受注の減少	50.6%
2位	人材不足(質の不足)	41.0%	人材不足(質の不足)	43.9%
3位	人件費の増大	21.7%	労働力不足(量の不足)	26.0%
4位	同業他社との競争激化	21.3%	同業他社との競争激化	23.6%
5位	労働力不足(量の不足)	20.9%	人件費の増大	19.9%

図表6 経営上の障害（%）



④経営上の強み

経営上の強みについては、奈良県は「製品・サービスの独自性」が31.0%で最も多く、次いで「製品の品質・精度の高さ」（26.0%）、「技術力・製品開発力」（25.2%）、「顧客への納品・サービスの速さ」（22.7%）となっている。

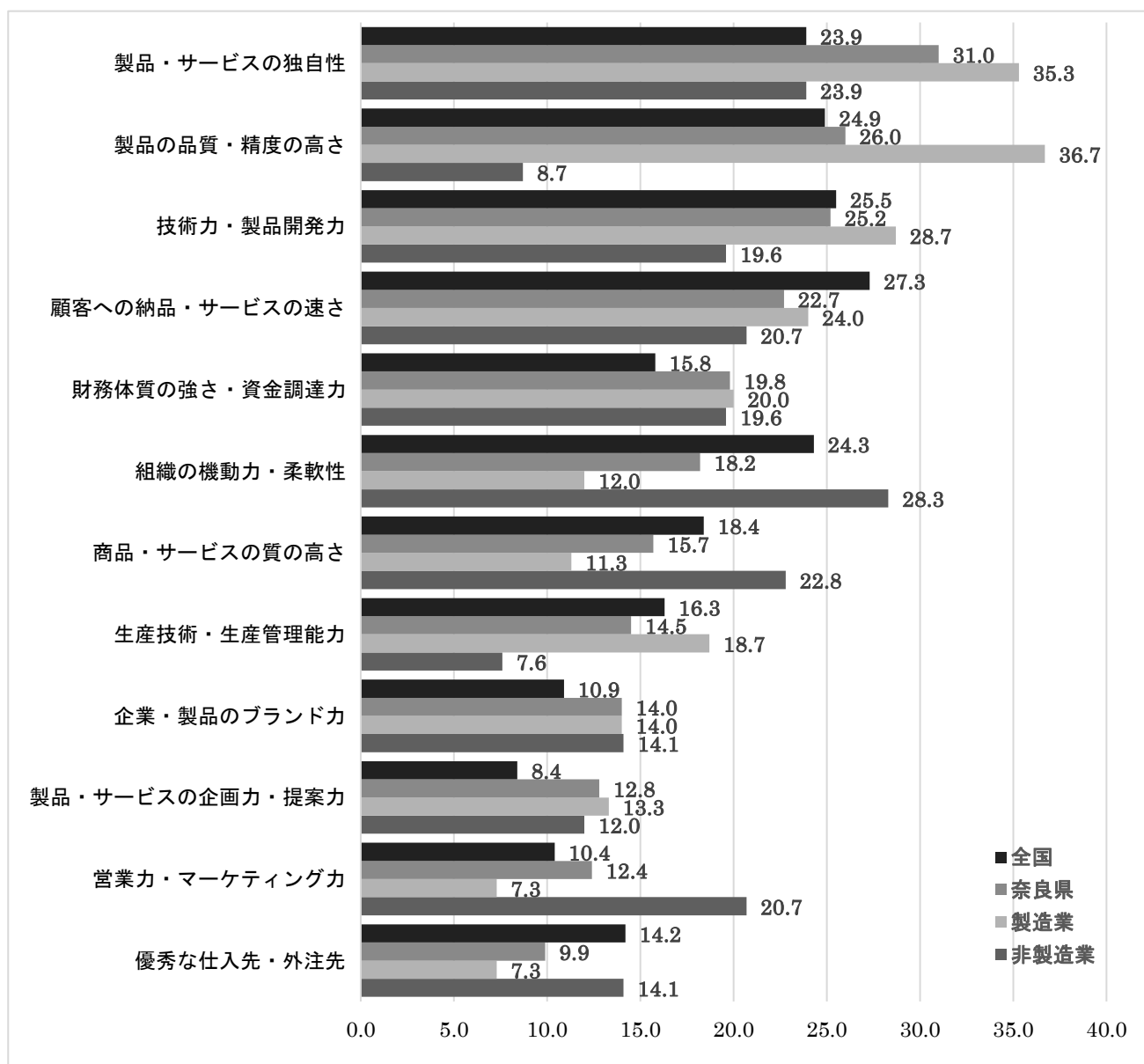
製造業では、「製品の品質・精度の高さ」が36.7%で最も多く、次いで「製品・サービスの独自性」(35.3%)、「技術力・製品開発力」(28.7%)、となっている。

非製造業では、「組織の機動力・柔軟性」が28.3%で最も多く、次いで「製品・サービスの独自性」(23.9%)、「商品・サービスの質の高さ」(22.8%)となっている。

経営上の強み（上位5位）

	奈良県		全国	
1位	製品・サービスの独自性	31.0%	顧客への納品・サービスの速さ	27.3%
2位	製品の品質・精度の高さ	26.0%	技術力・製品開発力	25.5%
3位	技術力・製品開発力	25.2%	製品の品質・精度の高さ	24.9%
4位	顧客への納品・サービスの速さ	22.7%	組織の機動力・柔軟性	24.3%
5位	財務体質の強さ・資金調達力	19.8%	製品・サービスの独自性	23.9%

図表7 経営上の強み



設問 3) 従業員の労働時間について

①従業員の週所定労働時間

従業員の週所定労働時間については、奈良県は「40 時間」が 50.6%で最も多く、次いで「38 時間超 40 時間未満」(21.9%)、「38 時間以下」(20.2%)、「40 時間超 44 時間以下」(7.3%)となっている。昨年度調査と比べると「38 時間超 40 時間未満」が 1.4 ポイント減少しており、全国と比べても 5.3 ポイント低くなっている。

製造業では、「40 時間」が 45.5%で最も多く、次いで「38 時間超 40 時間未満」(27.3%)、「38 時間以下」(20.1%)、「40 時間超 44 時間以下」(7.1%)となっている。昨年度調査と比べると「40 時間」が 5.8 ポイント減少している。

非製造業では、「40 時間」が 59.1%で最も多く、次いで「38 時間以下」(20.4%)、「38 時間超 40 時間未満」(12.9%)、「40 時間超 44 時間以下」(7.6%)となっている。昨年度調査と比べると「40 時間」が 11.5 ポイント増加している。

図表 8 従業員の所定労働時間 (%)

	38 時間以下	38 時間超 40 時間未満	40 時間	40 時間超 44 時間以下
全国	15.0	27.2	49.4	8.4
(昨年度)	(14.5)	(27.0)	(48.6)	(9.9)
奈良県	20.2	21.9	50.6	7.3
(昨年度)	(18.8)	(23.3)	(50.0)	(7.9)
製造業	20.1	27.3	45.5	7.1
(昨年度)	(16.5)	(25.9)	(51.3)	(6.3)
非製造業	20.4	12.9	59.1	7.6
(昨年度)	(23.2)	(18.3)	(47.6)	(11.0)

②従業員 1 人当たりの月平均残業時間について

月平均残業時間については、奈良県は「10 時間未満」が 26.3%で最も多く、次いで「0 時間」(22.6%)、「10～20 時間」(22.2%)、「20～30 時間未満」(14.4%)となっている。昨年度調査と比べると「30～50 時間未満」が 4.9 ポイント減少しており、全国と比べると「0 時間」が 4.3 ポイント低くなっている。

製造業では、「10 時間未満」が 27.8%で最も多く、次いで「0 時間」(25.2%)、「10～20 時間未満」(22.5%)、「20～30 時間未満」(13.2%)となっている。昨年度調査と比べると「0 時間」が 8.3 ポイント増加している。

非製造業では、「10 時間未満」が 23.9%で最も多く、次いで「10～20 時間未満」(21.7%)、「0 時間」(18.5%)、「20～30 時間未満」(16.3%)となっている。昨年度調査と比べると「10 時間未満」が 4.9 ポイント増加している。

図表9 月平均残業時間 (%)

	0時間	10時間未満	10～20時間未満	20～30時間未満	30～50時間未満	50時間以上
全国	26.9	27.9	21.8	13.2	8.8	1.4
(昨年度)	(23.3)	(26.6)	(22.3)	(14.9)	(11.1)	(1.9)
奈良県	22.6	26.3	22.2	14.4	11.5	3.0
(昨年度)	(18.9)	(22.3)	(20.6)	(18.1)	(16.4)	(3.8)
製造業	25.2	27.8	22.5	13.2	11.3	0.0
(昨年度)	(16.9)	(24.0)	(20.1)	(19.5)	(13.2)	(1.3)
非製造業	18.5	23.9	21.7	16.3	12.0	7.6
(昨年度)	(22.6)	(19.0)	(21.4)	(15.5)	(13.1)	(8.3)

設問4) 従業員の有給休暇について

従業員1人当たりの年次有給休暇の平均付与日数は、奈良県は15.33日で、昨年度調査より0.64日少なく、全国と比べると0.2日少なくなっている。業種別にみると製造業(15.44日)が製造業(15.14日)を0.3日上回っている。

平均取得日数は、奈良県では8.27日で、昨年度調査より0.27日多く、全国と比べると0.26日少なくなっている。業種別にみると、製造業(8.75日)が非製造業(7.43日)を1.32日上回っている。

取得率は、奈良県では56.27%で、昨年度調査より4.12ポイント高くなっているが、全国と比べると1.78ポイント低くなっている。業種別にみると、製造業(58.53%)が非製造業(52.36%)を6.17ポイント上回っている。

図表10 年次有給休暇の平均付与日数・取得日数・取得率

	令和2年度			令和元年度		
	平均付与日数 (日)	平均取得日数 (日)	取得率 (%)	平均付与日数 (日)	平均取得日数 (日)	取得率 (%)
全国	15.53	8.53	58.05	15.39	7.61	52.75
奈良県	15.33	8.27	56.27	15.97	8.00	52.15
製造業	15.44	8.75	58.53	15.88	8.28	54.20
非製造業	15.14	7.43	52.36	16.14	7.45	48.16

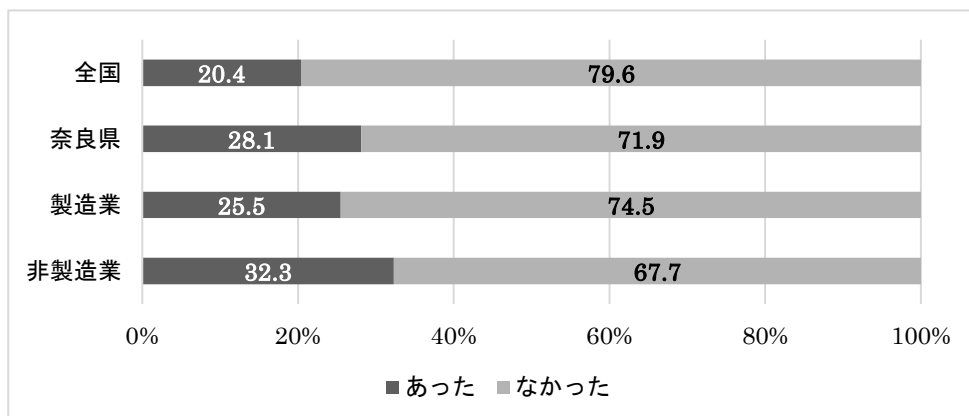
設問 5) 新規学卒者の採用について

①令和2年3月新規学卒者の採用または採用の計画について

令和2年3月の新規学卒者の採用の有無について、採用または採用計画が「あった」奈良県の事業所割合は28.1%で全国より7.7ポイント高く、「なかった」は71.9%で全国より7.7ポイント低くなっている。

業種別にみると、採用または採用計画が「あった」と回答したのは製造業では25.5%、非製造業では32.3%で、非製造業の方が6.8ポイント高い結果となった。

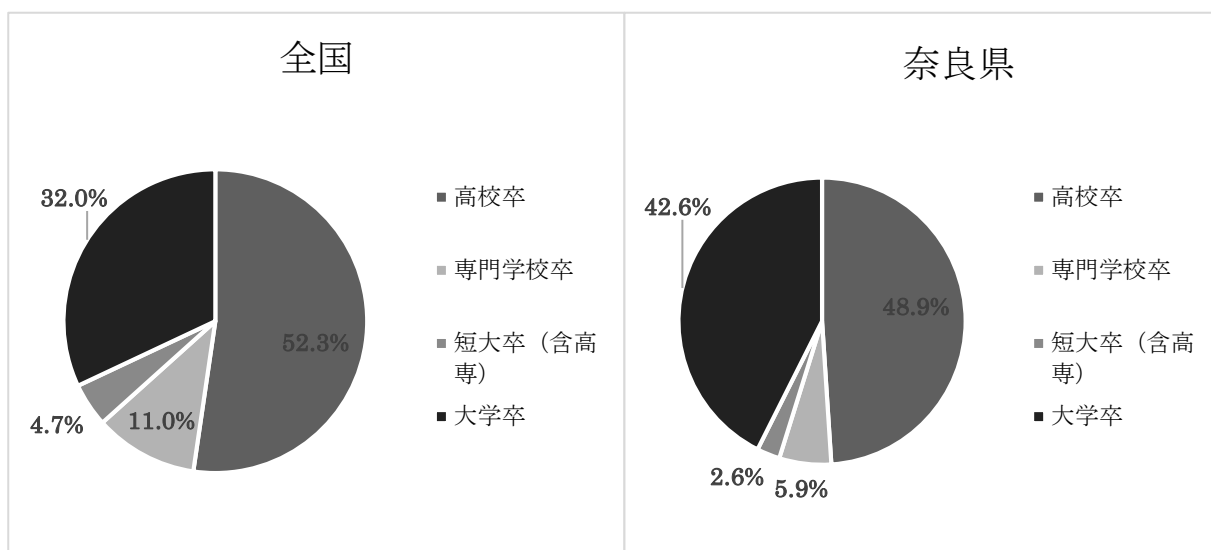
図表 11 採用または採用計画の有無 (%)



① - 1 令和2年3月新規学卒者の採用実績について

令和2年3月の新規学卒者の採用実績について、奈良県は「高校卒」(48.9%)で最も多く、次いで「大学卒」が42.6%、「専門学校卒」(5.9%)、「短大(含高専)」(2.6%)となっている。全国と比べると「高校卒」が3.4ポイント低く、「大学卒」が10.6ポイント高くなっている。

図表 12 令和2年3月新規学卒者の採用実績

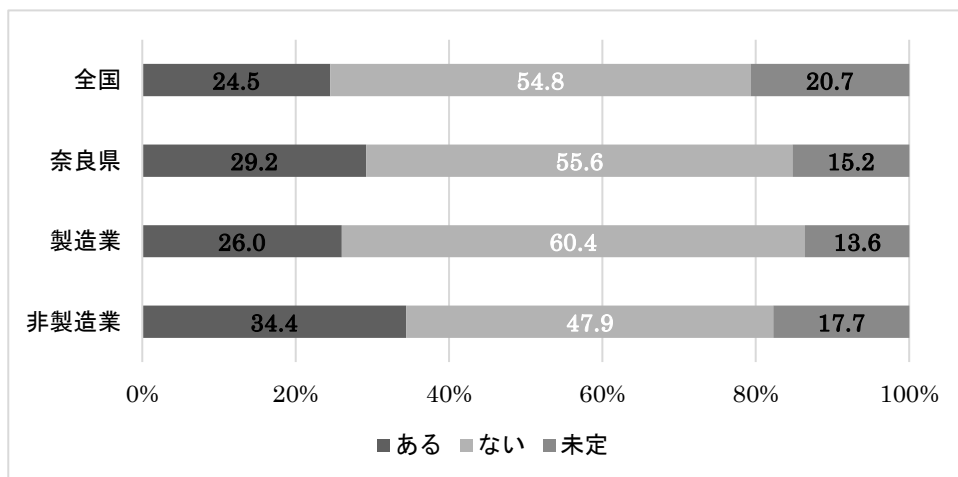


②令和3年3月新規学卒者の採用の計画について

令和3年3月の新規学卒者の採用計画の有無について、採用計画が「ある」奈良県の事業者割合は29.2%で全国より4.7ポイント高く、「ない」事業者割合は55.6%で全国より0.8ポイント高くなっている。

業種別にみると、採用計画が「ある」と回答したのは製造業では26.0%、非製造業では34.4%で、非製造業が8.4ポイント高い結果となった。

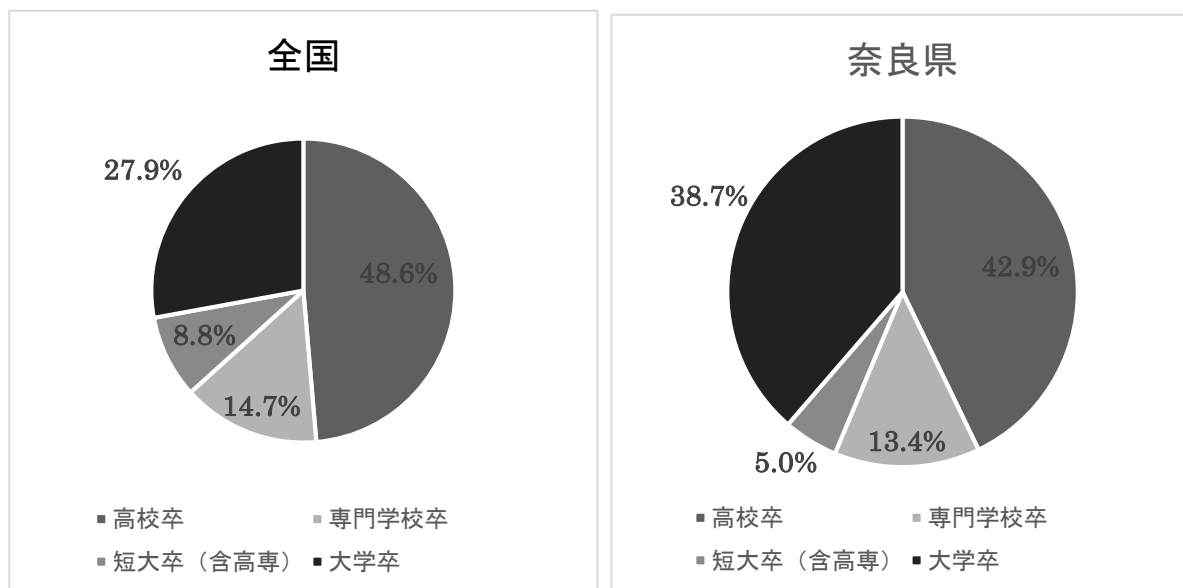
図表13 採用計画の有無 (%)



②-1 令和3年3月新規学卒者の採用計画について

令和3年3月の新規学卒者の採用計画について、奈良県は「高校卒」が42.9%で最も多く、次いで「大学卒」(38.7%)、「専門学校卒」(13.4%)となっている。全国と比べると「大学卒」が10.8ポイント高く、「高校卒」が5.7ポイント低くなっている。

図表14 令和3年3月新規学卒者の採用計画



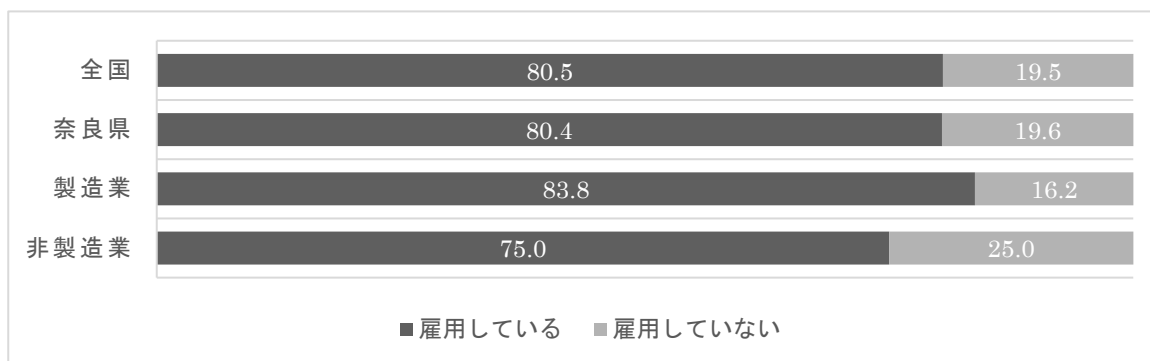
設問 6) 高齢者の雇用について

①60 歳以上の高齢者の雇用について

60 歳以上の高齢者の雇用を「している」奈良県の事業所割合は 80.4%で全国より 0.1 ポイント低く、雇用を「していない」事業所割合は 19.6%で全国より 0.1 ポイント高くなっている。

業種別にみると、60 歳以上の高齢者の雇用を「している」と回答したのは製造業では 83.8%、非製造業では 75.0%で、製造業が 8.8 ポイント高い結果となった。

図表 15 60 歳以上の高齢者の雇用状況 (%)



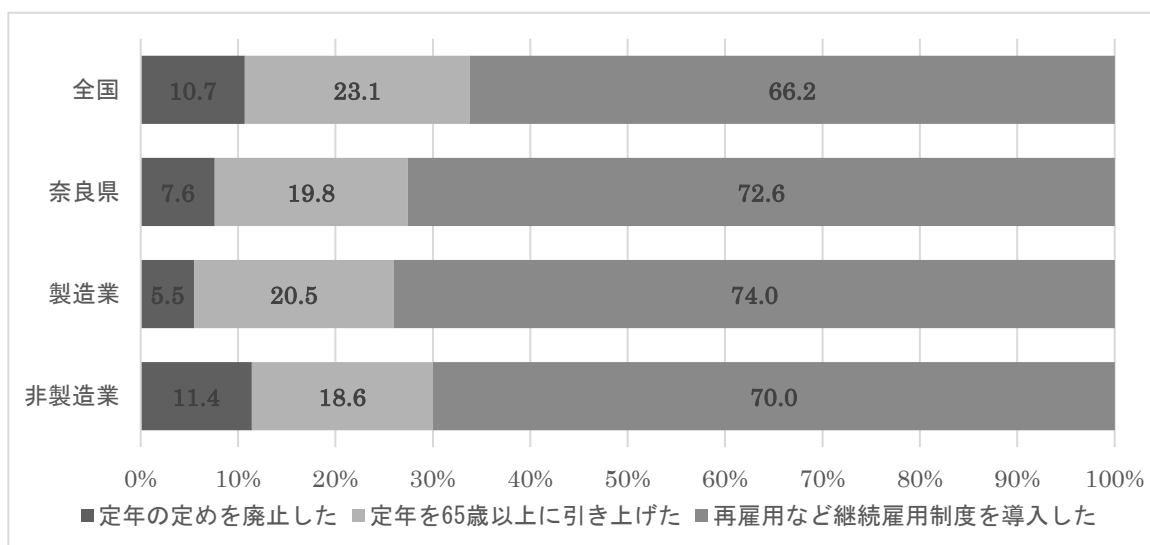
②高齢者雇用措置で講じた内容について

高齢者雇用措置で講じた内容については、奈良県は「再雇用など継続雇用制度を導入した」が 72.6%で最も多く、次いで「定年を 65 歳以上に引き上げた」(19.8%)、「定年の定めを廃止した」(7.6%)、となっている。

製造業では、「再雇用など継続雇用制度を導入した」が 74.0%で最も多く、次いで「定年を 65 歳以上に引き上げた」(20.5%)、「定年の定めを廃止した」(5.5%)、となっている。

非製造業では、「再雇用など継続雇用制度を導入した」が 70.0%で最も多く、次いで「定年を 65 歳以上に引き上げた」(18.6%)、「定年の定めを廃止した」(11.4%) となっている。

図表 16 高齢者雇用措置で講じた内容 (%)



③高齢者の労働条件について

高齢者の労働条件が、60歳前と比べて賃金、役職、仕事の内容、1日の労働時間、週の労働時間の5つの項目についてどう変化したかを調査した。

奈良県では、賃金について「個人による」が45.7%で最も多く、「変わらない」(29.1%)、「一律に下がる」(25.2%)となっている。

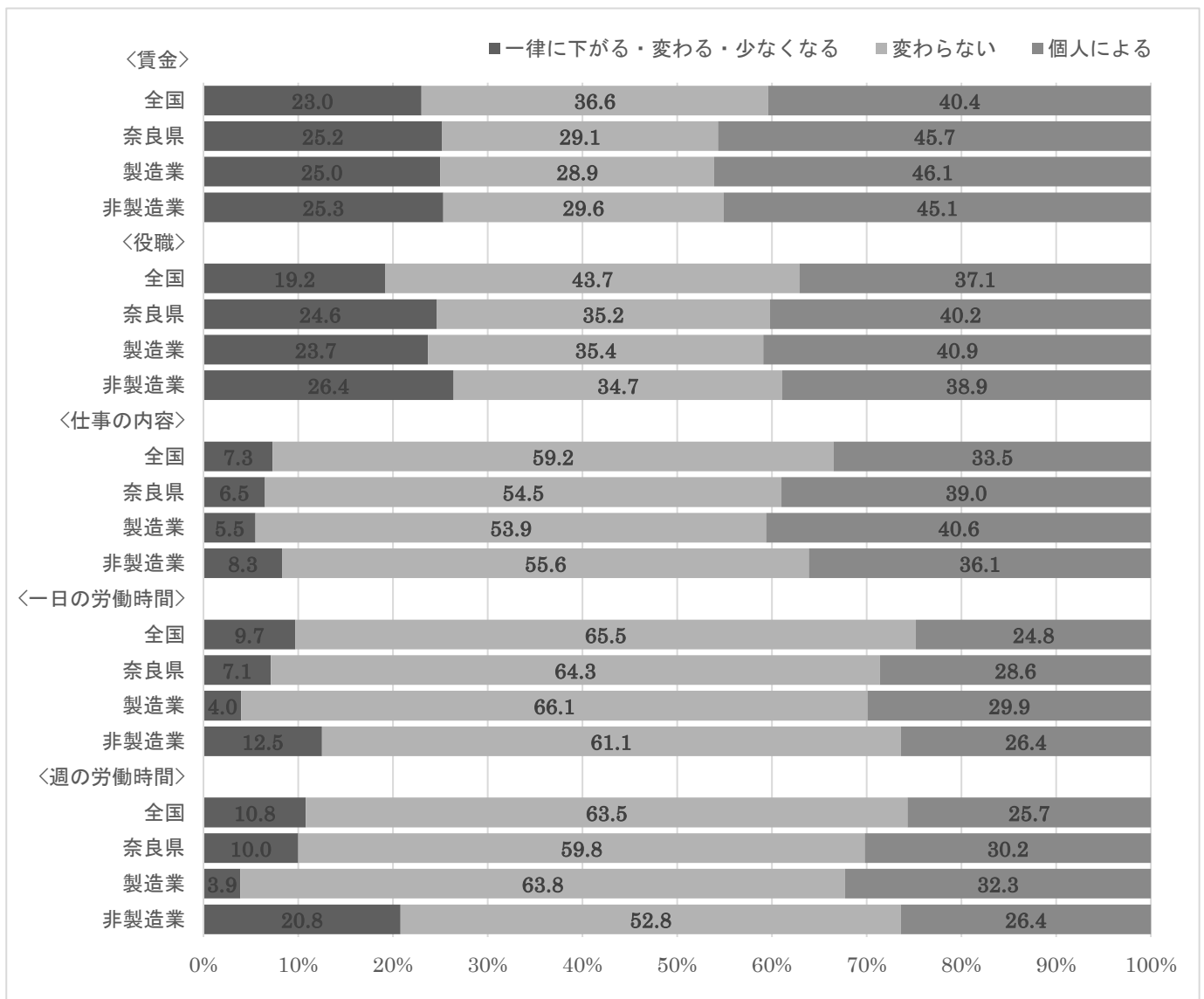
役職については「個人による」が40.2%で最も多く、「変わらない」(35.2%)、変わる(24.6%)となっている。

仕事の内容は、「変わらない」が54.5%で最も多く、「個人による」(39.0%)、「変わる」(6.5%)と続いている。

1日の労働時間は、「変わらない」が64.3%で最も多く、「個人による」(28.6%)、少なくなる(7.1%)と続いている。

週の労働時間は、「変わらない」が59.8%で最も多く、「個人による」(30.2%)、少なくなる(10.0%)と続いている。業種別に、「個人による」と回答している事業者は、全ての項目で製造業が非製造業より割合が高く、平均3.4ポイント高くなっている。

図表 17 高齢者の労働条件 (%)

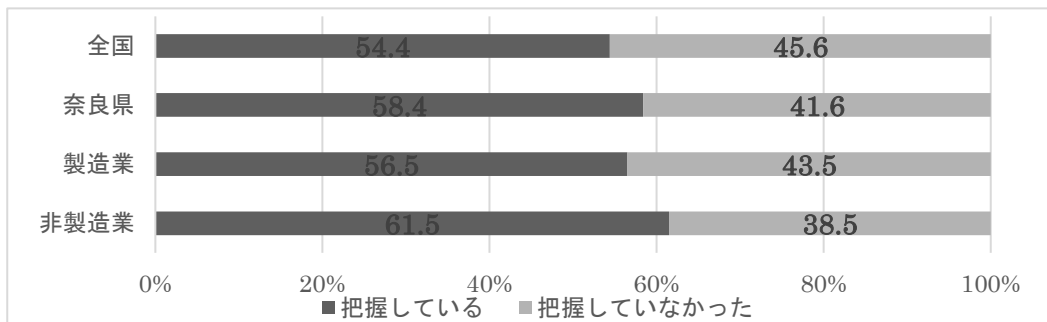


④高年齢者就業確保措置の新設について

高年齢者就業確保措置の新設について、把握していると回答した事業者割合は全国で54.4%、奈良県で58.4%と全国より4.0ポイント高くなっている。

業種別に、「把握している」事業者割合をみると、非製造業(61.5%)が製造業(56.5%)を5.0ポイント高くなっている。

図表 18 高年齢者就業確保措置の新設について (%)



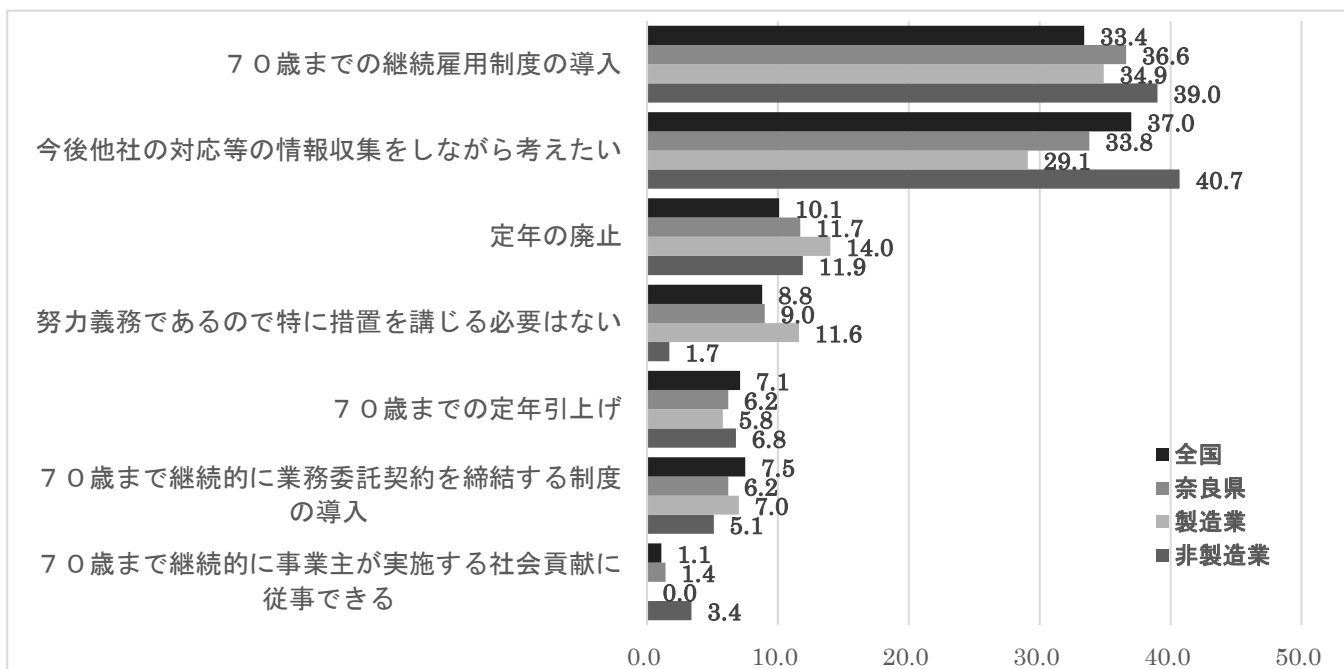
⑤高年齢者就業確保措置への対応について

高年齢者就業確保措置への対応については、奈良県は「70歳までの継続雇用制度の導入」が36.6%で最も多く、次いで「今後他社の対応等の情報収集をしながら考えたい」(33.8%)、「定年の廃止(11.7%)」となっている。

製造業では、「70歳までの継続雇用制度の導入」が34.9%で最も多く、次いで「今後他社の対応等の情報収集をしながら考えたい」(29.1%)、「定年の廃止」(14.0%)となっている。

非製造業では、「今後他社の対応等の情報収集をしながら考えたい」が40.7%で最も多く、次いで「70歳までの継続雇用制度の導入」(39.0%)、「定年の廃止」(11.9%)となっている。

図表 19 高年齢者就業確保措置への対応 (%)



設問 7) 新型コロナウイルス感染拡大による影響について

①新型コロナウイルス感染拡大による経営への影響について

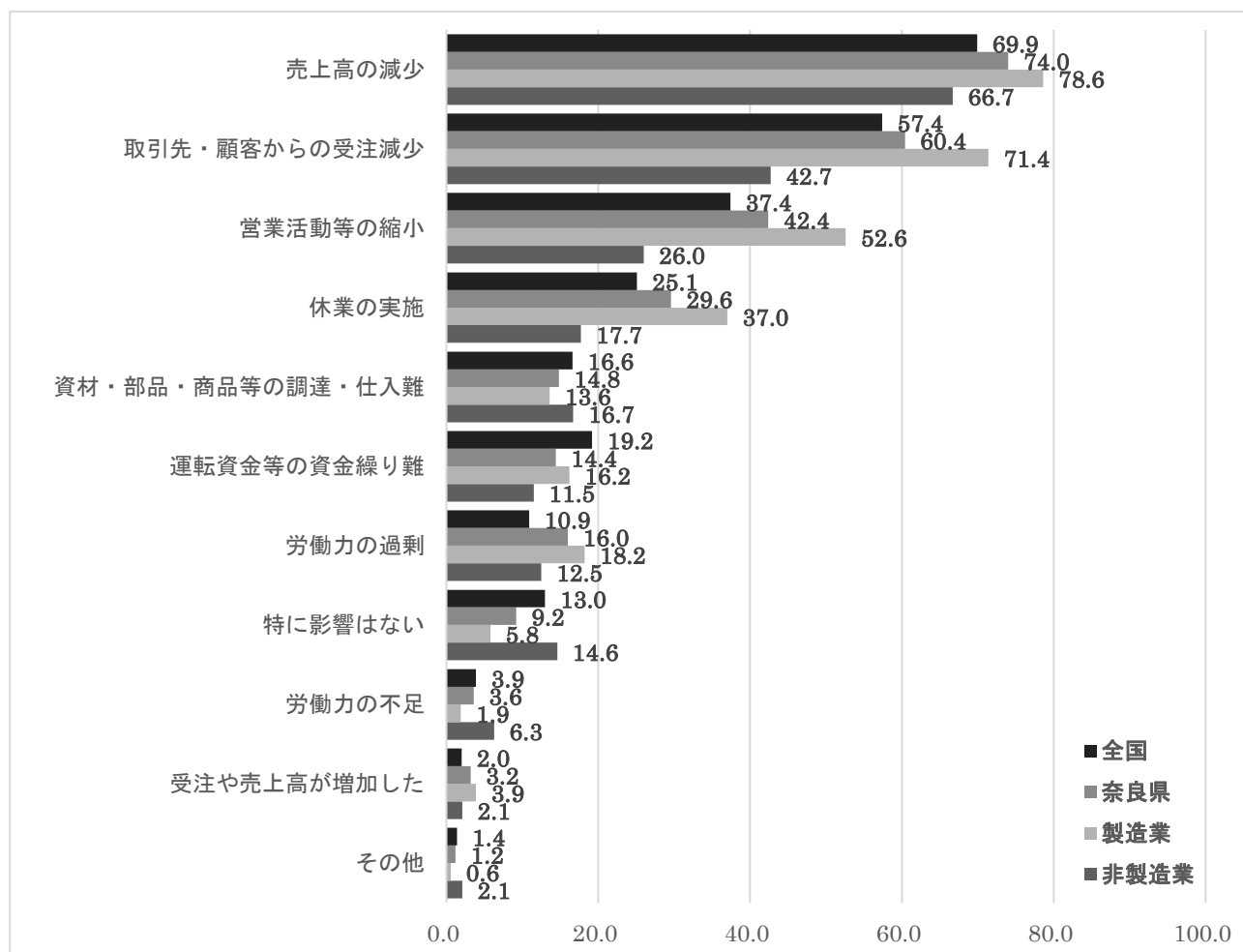
新型コロナウイルス感染拡大による経営への影響について、奈良県は「売上高の減少」が 74.0%で最も多く、次いで「取引先・顧客からの受注現象」(60.4%)、営業活動等の縮小(42.4%)となっている。

製造業および非製造業においても同順位となっている。

新型コロナウイルス感染拡大による経営への影響（上位 5 位）

	奈良県		全国	
1 位	売上高の減少	74.0%	売上高の減少	69.9%
2 位	取引先・顧客からの受注減少	60.4%	取引先・顧客からの受注減少	57.4%
3 位	営業活動等の縮小	42.4%	営業活動等の縮小	37.4%
4 位	休業の実施	29.6%	休業の実施	25.1%
5 位	労働力の過剰	16.0%	運転資金等の資金繰り難	19.2%

図表 20 新型コロナウイルス感染拡大による経営への影響（%）



②新型コロナウイルス感染拡大による従業員等の雇用の変化について

新型コロナウイルス感染拡大による従業員等の雇用の変化について、奈良県は、「子の学校等休校のため欠勤・遅刻・早退をした従業員がいる」が36.5%で最も多く、次いで「特に変化はない」(31.5%)、「労働日数を減らした従業員がいる」(29.0%)となっている。

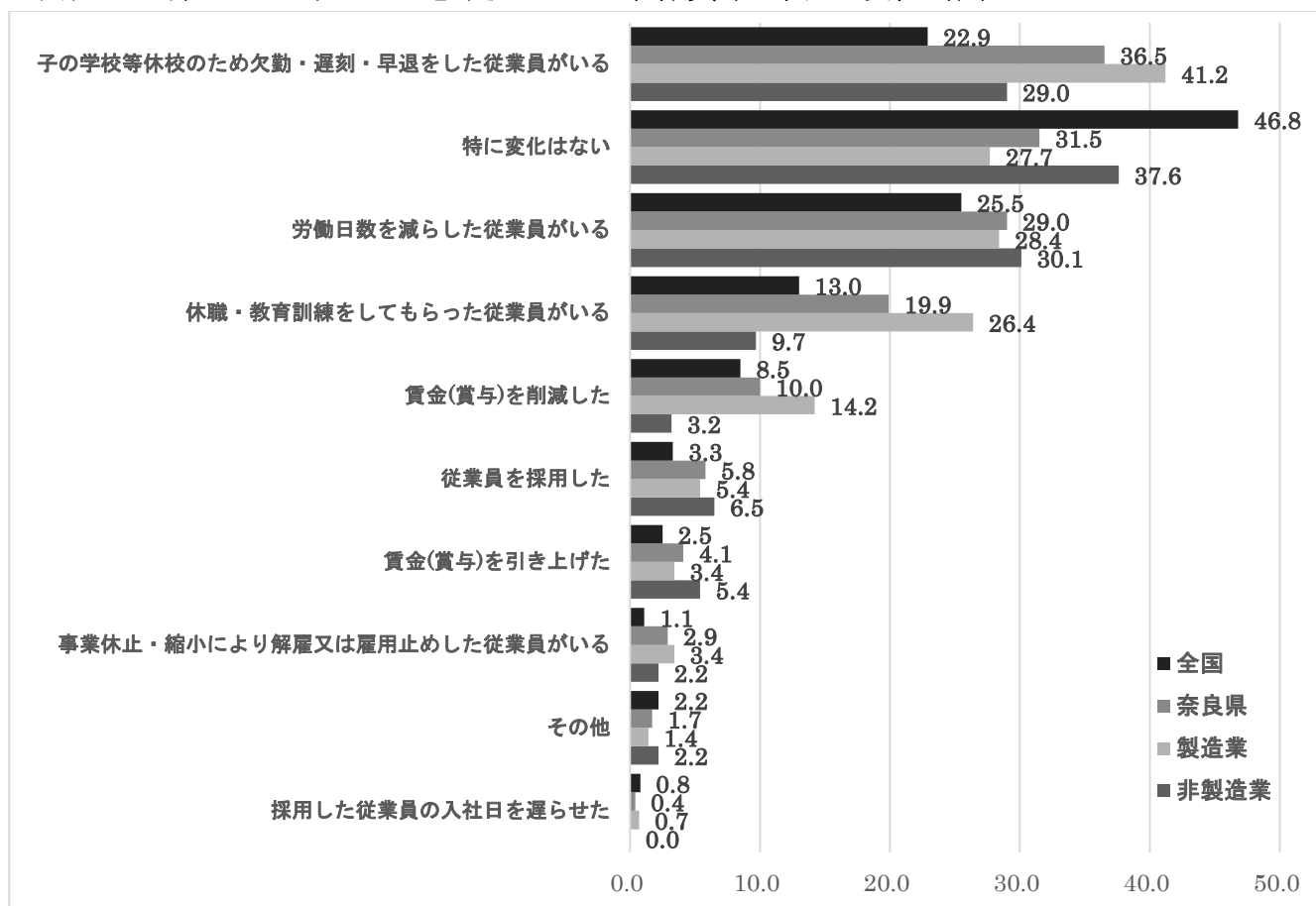
製造業では、「子の学校等休校のため欠勤・遅刻・早退をした従業員がいる」が41.2%で最も多く、次いで「労働日数を減らした従業員がいる」(28.4%)、「特に変化はない」(27.7%)となっている。

非製造業では、「特に変化はない」が37.6%で最も多く、次いで「労働日数を減らした従業員がいる」(30.1%)、「子の学校等休校のため欠勤・遅刻・早退をした従業員がいる」(29.0%)となっている。

新型コロナウイルス感染拡大による従業員等の雇用の変化（上位5位）

奈良県		全国		
1位	子の学校等休校の為欠勤・遅刻・早退をした従業員がいる	36.5%	特に変化はない	46.8%
2位	特に変化はない	31.5%	労働日数を減らした従業員がいる	25.5%
3位	労働日数を減らした従業員がいる	29.0%	子の学校等休校の為欠勤・遅刻・早退をした従業員がいる	22.9%
4位	休暇・教育訓練をしてもらった従業員がいる	19.9%	休暇・教育訓練をしてもらった従業員がいる	13.0%
5位	賃金(賞与)を削減した	10.0%	賃金(賞与)を削減した	8.5%

図表 21 新型コロナウイルス感染拡大による従業員等の雇用の変化（%）



③新型コロナウイルス感染拡大への対策として実施した従業員の労働環境の整備について

新型コロナウイルス感染拡大への対策として実施した従業員の労働環境の整備について、奈良県では、「特に整備していない」が42.2%で最も高く、次いで「テレワークの導入・時差出勤の導入」、「時短勤務の導入」(21.7%)、「時短勤務の導入」(17.6%)となっている。

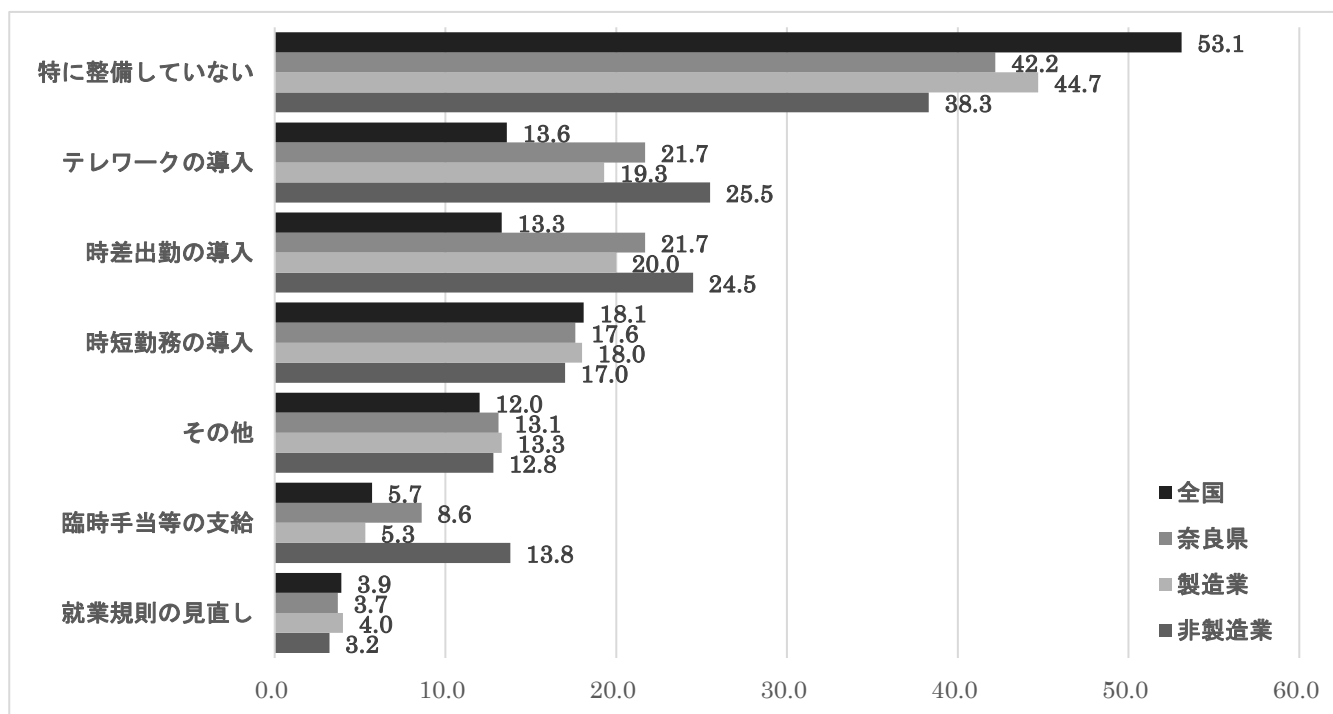
製造業では、「特に整備していない」が44.7%で最も高く、次いで「時差出勤の導入」(20.0%)、「テレワークの導入」(19.3%)となっている。

非製造業では、「特に整備していない」が38.3%で最も高く、次いで「テレワークの導入」(25.5%)、「時差出勤の導入」(24.5%)となっている。

新型コロナウイルス感染拡大への対策として実施した従業員の労働環境の整備（上位5位）

	奈良県		全国	
1位	特に整備していない	42.2%	特に整備していない	53.1%
2位	テレワークの導入	21.7%	時短勤務の導入	18.1%
3位	時差出勤の導入	21.7%	テレワークの導入	13.6%
4位	時短勤務の導入	17.6%	時差出勤の導入	13.3%
5位	その他	13.1%	その他	12.0%

図表 22 新型コロナウイルス感染拡大への対策として実施した従業員の労働環境の整備（%）



④従業員の雇用維持等のために活用(申請)した助成金について

新型コロナウイルス感染拡大への対策として活用(申請)した助成金について、奈良県は、「雇用調整助成金」が36.7%で最も多く、次いで「活用していない」(34.3%)、「持続化給付金」(29.0%)となっている。

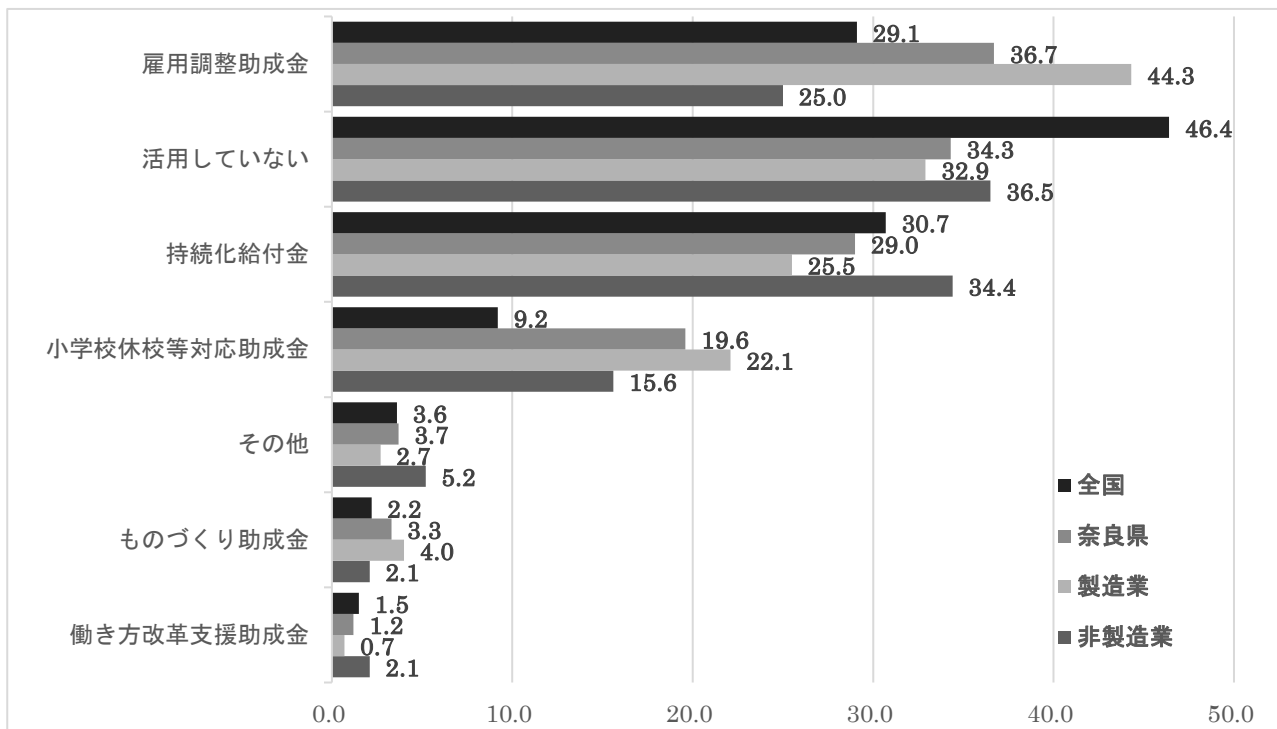
製造業では、「雇用調整助成金」が44.3%で最も多く、次いで「活用していない」(32.9%)、「持続化給付金」(25.5%)となっている。

非製造業では、「活用していない」が36.5%で最も多く、次いで「持続化給付金」(34.4%)、「雇用調整助成金」(29.1%)となっている。

従業員の雇用維持等のために活用(申請)した助成金(上位5位)

	奈良県		全国	
1位	雇用調整助成金	36.7%	活用していない	46.4%
2位	活用していない	34.3%	持続化給付金	30.7%
3位	持続化給付金	29.0%	雇用調整助成金	29.1%
4位	小学校休業等対応助成金	19.6%	小学校休業等対応助成金	9.2%
5位	その他	3.7%	その他	3.6%

図表 23 従業員の雇用維持等のために活用(申請)した助成金 (%)



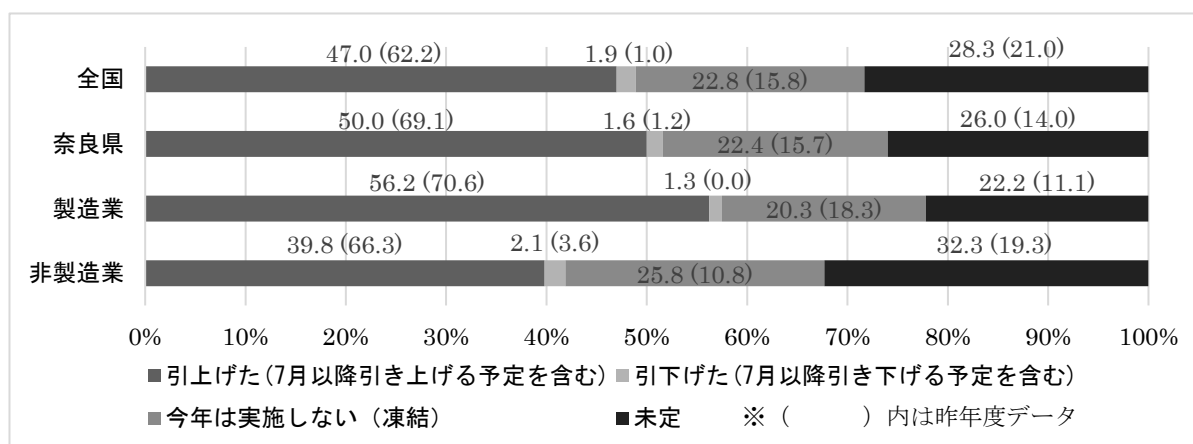
設問 8) 賃金改定について

①賃金改定の実施について

令和 2 年 1 月 1 日から 7 月 1 日までの間の奈良県における賃金改定の実施状況は「上げた(7 月以降引き上げる予定を含む)」(50.0%)、「未定」(26.0%)、「今年は実施しない(凍結)」(22.4%)、「下げた(7 月以降引き下げる予定を含む)」(1.6%) と続いている。昨年度調査と比べると「上げた(7 月以降引き上げる予定を含む)」事業所が 19.1 ポイント低くなっているが、全国と比べて 3.0 ポイント高い結果になった。

業種別の「上げた」事業所の割合は、製造業 (56.2%) が非製造業 (39.8%) を 16.4 ポイント上回り、昨年度調査と比べると製造業は 14.4 ポイント、非製造業は 26.5 ポイント低くなっている。

図表 24 賃金改定の実施状況 (%)



①-1 改定後の賃金額について

賃金改定で上げた事業所の「改定後平均所定内賃金」は奈良県 (270,876 円) が全国 (260,966 円) を 9,910 円上回り、引上げ額・引上げ率と比べると奈良県(7,162 円、2.72%)が全国(5,770 円、2.26%)を上回っている。昨年度調査と比較すると奈良県の賃金は 1,642 円増加しているが、引き上げ率は 0.58 ポイント減少している。

業種別に、上げた事業所の「改定後平均所定内賃金」は非製造業(295,056 円)が製造業(261,744 円)を 33,312 円上回ったが、引上げ額・引上げ率は製造業(7,442 円、2.93%)が非製造業(6,420 円、2.22%)を上回っている。

図表 25 改定後の賃金額・引き上げ額・引上げ率

	改定後平均所定内賃金 (円)	引上げ額 (円)	引上げ率 (%)
全国	260,966	5,770	2.26
	(255,568)	(7,731)	(3.12)
奈良県	270,876	7,162	2.72
	(269,234)	(8,609)	(3.30)
製造業	261,744	7,442	2.93
	(255,692)	(8,946)	(3.50)
非製造業	295,056	6,420	2.22
	(272,233)	(7,816)	(2.87)

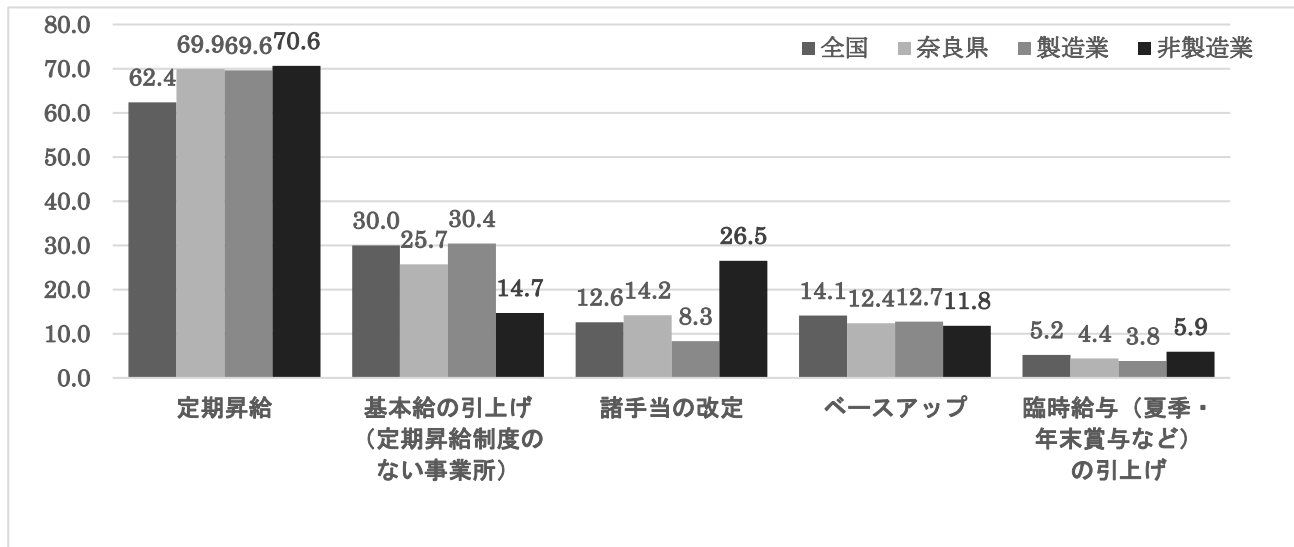
②賃金改定の内容について

賃金改定の内容については、奈良県は「定期昇給」が69.9%で最も多く、次いで「基本給の引上げ」(25.7%)、「諸手当の改定」(14.2%)となっている。

製造業では、「定期昇給」が69.6%で最も多く、次いで「基本給の引上げ」(30.4%)、「ベースアップ」(12.7%)となっている。

非製造業では、「定期昇給」が70.6%で最も多く、次いで「諸手当の改定」(26.5%)、「基本給の引上げ」(14.7%)となっている。

図表 26 賃金改定の内容 (%)



③賃金改定の決定の要素について

賃金改定の決定の際にどのような要素を重視したかについては、奈良県全体では「企業の業績」が64.6%で最も多く、次いで「労働力の確保・定着」(48.7%)、「前年度の改定実績」(23.0%)となっている。

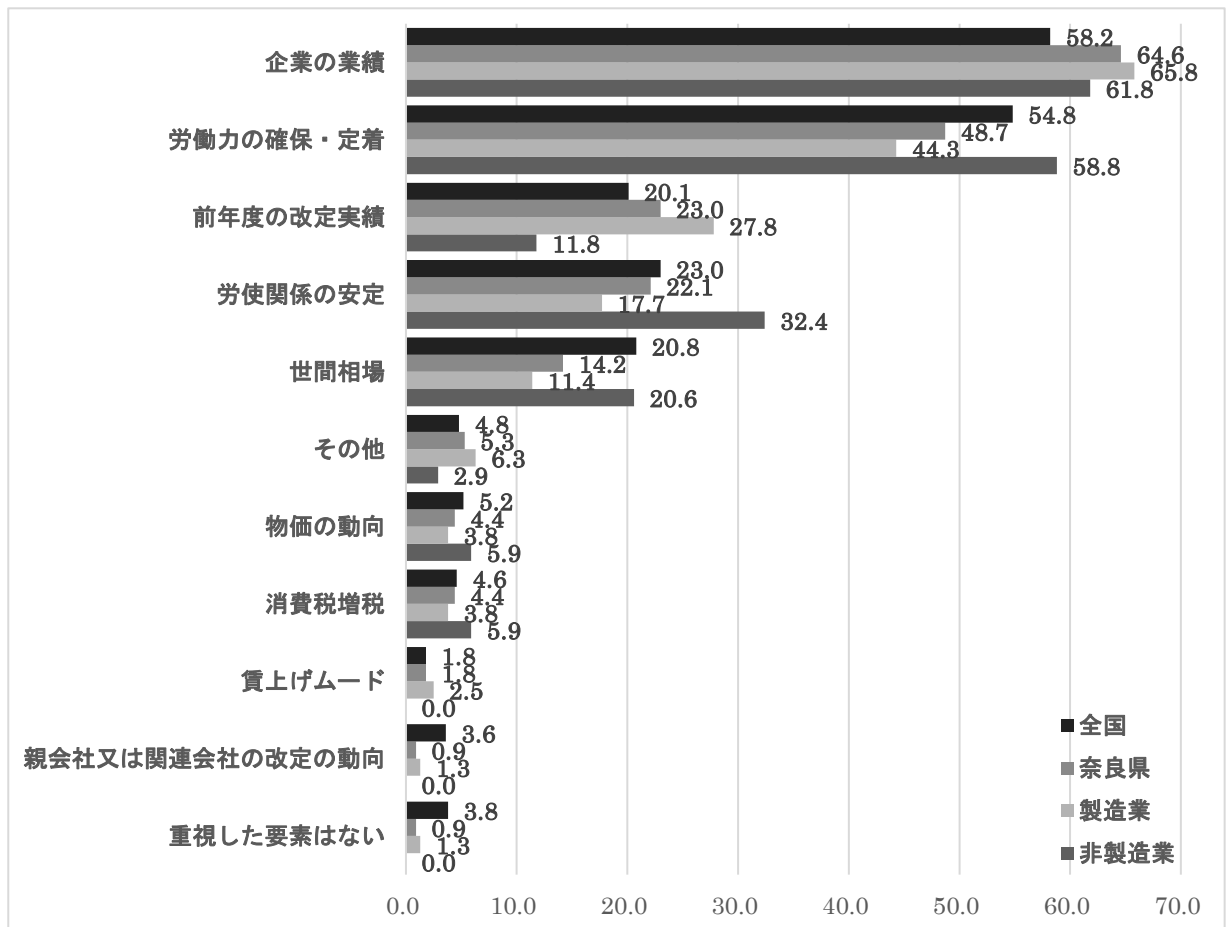
製造業については、「企業の業績」が65.8%で最も多く、次いで「労働力の確保・定着」(44.3%)、「前年度の改定実績」(27.8%)となっている。

非製造業については、「企業の業績」が61.8%で最も多く、次いで「労働力の確保・定着」(58.8%)、「労使関係の安定」(32.4%)となっている。

賃金改定の決定の要素 (上位5位)

奈良県全体		全国		
1位	企業の業績	64.6%	企業の業績	58.2%
2位	労働力の確保・定着	48.7%	労働力の確保・定着	54.8%
3位	前年度の改定実績	23.0%	労使関係の安定	23.0%
4位	労使関係の安定	22.1%	世間相場	20.8%
5位	世間相場	14.2%	前年度の改定実績	20.1%

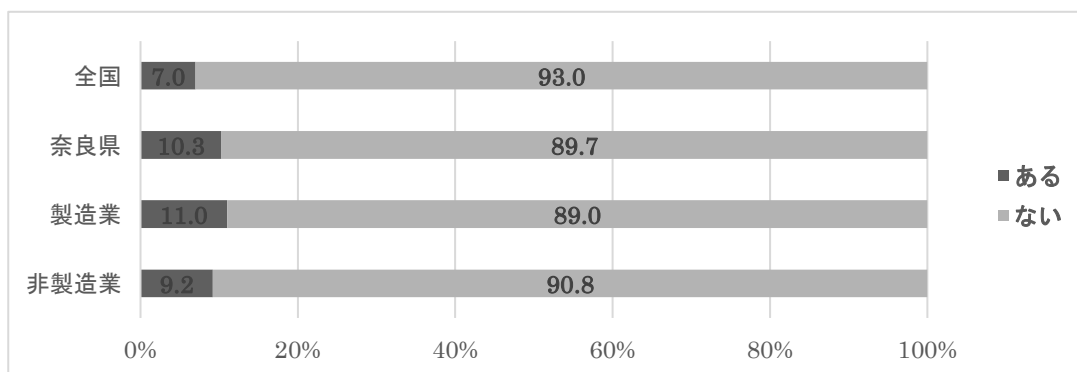
図表 27 賃金改定の決定要素(%)



設問 9) 労働組合の有無について

労働組合が「ある」事業所割合は奈良県（10.3%）が全国（7.0%）を3.3ポイント上回っている。業種別に、「ある」事業所割合をみると、製造業（11.0%）が非製造業（9.2%）を1.8ポイント上回っている。

図表 28 労働組合の有無 (%)



Input boxes for codes

(左欄は記入しないでください。)



令和2年度 中小企業労働事情実態調査ご協力のお願い

中小企業団体中央会では、中小企業における労働事情を的確に把握し、適正な労働対策を樹立することを目的に、本年度も全国一斉に標記調査を実施することといたしました。

つきましては、ご繁忙の折誠に恐縮ですが、趣旨をご理解いただき、調査にご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和2年度 中小企業労働事情実態調査票

調査時点：令和2年7月1日 調査締切：令和2年7月20日

記入についてのお願い

- ◇秘密の厳守 調査票にご記入くださいました事項については、企業と個人の情報の秘密を厳守し、統計以外の目的に用いることはいたしませんので、ありのままをご記入ください。また、記入担当者名などの個人情報につきましては、本調査に係る問合せ以外には使用いたしません。
- ◇ご記入方法 質問ごとの指示により該当欄に数字等をご記入いただくか、該当する項目の番号に○をつけてください。(7月1日現在でご記入ください。)
- ◇お問合せ先 調査票のご記入に当たっての不明な点など、調査に関しますお問合せは、下記までお願いいたします。調査票は7月20日までにご返送ください。

貴事業所全体の概要についてお答えください。

貴事業所の名称		記入担当者名	
所在地	(〒 -)	電話番号	- -
		FAX番号	- -
業種 (最も売上高の多い事業の業種の番号を右の1.~19.の中から1つだけ下の太枠内にご記入ください)	1. 食料品、飲料・たばこ・飼料製造業 2. 繊維工業 3. 木材・木製品、家具・装備品製造業 4. 印刷・同関連業 5. 窯業・土石製品製造業 6. 化学工業、石油・石炭製品、ゴム製品製造業 7. 鉄鋼業、非鉄金属、金属製品製造業 8. 生産用・業務用・電気・情報通信・輸送用機械器具製造業 9. パルプ・紙・紙加工品、プラスチック製品、なめし革・同製品・毛皮、その他の製造業 10. 情報通信業 [通信業、放送業、情報サービス業、インターネット] [付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業] 11. 運輸業	12. 総合工事業 13. 職別工事業 (設備工事業を除く) 14. 設備工事業 15. 卸売業 16. 小売業 17. 対事業所サービス業 [物品賃貸業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、廃棄物処理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業等] 18. 対個人サービス業 19. その他 (具体的に：)	

設問1) 現在の従業員数についてお答えください。

① 令和2年7月1日現在の形態別の従業員数(役員を除く)を男女別に太枠内にご記入ください。また、従業員のうち常用労働者数をご記入ください。「前年比」の欄は、昨年と比べて「増加した=増」「変わらない=不変」「減少した=減」のいずれかに○印を付けてください。

	正社員	パートタイマー	派遣	嘱託・契約社員	その他	合計		常用労働者数	
男性	人	人	人	人	人	人	(うち常用労働者) ↓	男性	人
前年比	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減		前年比	増・不変・減
女性	人	人	人	人	人	人	↓	女性	人
前年比	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減		前年比	増・不変・減

[注] (1) 「パートタイマー」とは、1日の所定労働時間が貴事業所の一般労働者より短い者、または1日の所定労働時間は同じでも1週の所定労働日数が少ない者です。
 (2) 「常用労働者」とは、貴事業所が直接雇用する従業員のうち、次のいずれかに該当する者です。なお、パートタイマーであっても、下記の①②に該当する場合は常用労働者に含みます。
 ① 期間を決めずに雇われている者、または1ヵ月を超える期間を決めて雇われている者
 ② 日々または1ヵ月以内の期限を限って雇われている者のうち、5月、6月にそれぞれ18日以上雇われた者
 ③ 事業主の家族で、貴事業所にて働いている者のうち、常時勤務して毎月給与が支払われている者
 (3) 「その他」にはアルバイト等、他の項目に当てはまらない形態の人数を記入してください。

② 令和3年3月の新規卒卒者の採用計画はありますか。(1つだけに○)

1. ある 2. ない 3. 未定

↓※ 1. に○をした事業所は②-1の質問にお答えください。

②-1 学卒ごとの採用予定人数をご記入ください。

1. 高校卒 人 2. 専門学校卒 人 3. 短大卒(含高専) 人 4. 大学卒 人

設問6) 高年齢者の雇用についてお答え下さい。

① 60歳以上の高年齢者を雇用していますか。(どちらかに○)

1. 雇用している 2. 雇用していない

↓※ 1. に○をした事業所は②、③の質問にお答えください。

② 「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」により高年齢者雇用措置(定年を65歳まで引き上げる、継続雇用制度の導入といった対応)が義務付けられていますが、貴事業所ではどの措置を講じましたか。(1つだけに○)

1. 定年の定めを廃止した 2. 定年を65歳以上に引き上げた 3. 再雇用など継続雇用制度を導入した

③ 高年齢者の労働条件は、60歳前と比べてどのようになりましたか。(それぞれ1~3の中で1つだけに○)

賃金			役職			仕事の内容			1日の労働時間			週の労働日数		
下 が 律 る に	な 変 わ ら い ら	よ 個 人 に	変 わ る	な 変 わ ら い ら	よ 個 人 に	変 わ る	な 変 わ ら い ら	よ 個 人 に	な 少 な く	な 変 わ ら い ら	よ 個 人 に	な 少 な く	な 変 わ ら い ら	よ 個 人 に
1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3

④ 令和3年4月1日施行予定の「改正高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」では、事業主に対して、高年齢者の70歳までの就業機会確保措置を講じる努力義務が設けられます(以下:「高年齢者就業確保措置」といいます。)。貴事業所では高年齢者就業確保措置の新設を把握していましたか。(どちらかに○)

1. 把握している 2. 把握していなかった

↓※ 1. に○をした事業所は⑤の質問にお答えください。

⑤ 高年齢者就業確保措置のために、貴事業所ではどのような措置を講じる予定ですか。(該当するすべてに○)

1. 70歳までの定年引上げ 2. 70歳までの継続雇用制度の導入(他事業主による場合を含む)
 3. 定年の廃止 4. 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
 5. 70歳まで継続的に事業主が実施する社会貢献に従事できる制度の導入
 6. 70歳まで継続的に事業主が委託・出資等する団体が行う社会貢献事業に従事できる制度の導入
 7. 努力義務であるので特に措置を講じる予定はない 8. 今後他社の対応等の情報収集をしながら考えたい

設問7) 新型コロナウイルス感染拡大による影響についてお答え下さい。

① 新型コロナウイルス感染拡大による貴事業所の経営への影響についてお答えください。(該当するすべてに○)

1. 労働力の不足 2. 労働力の過剰 3. 資材・部品・商品等の調達・仕入難 4. 売上高の減少
 5. 取引先・顧客からの受注減少 6. 営業活動等の縮小 7. 運転資金等の資金繰り難 8. 休業の実施
 9. 受注や売上高が増加した 10. 特に影響はない 11. その他()

② 新型コロナウイルス感染拡大による貴事業所の従業員等の雇用環境の変化について、お答えください。(該当するすべてに○)

1. 休職・教育訓練をしてもらった従業員がいる 2. 労働日数を減らした従業員がいる
 3. 子の学校等休校のため休んだ又は遅刻・早退をした従業員がいる
 4. 事業休止・縮小により解雇した又は雇止めした従業員がいる 5. 採用した従業員の入社日を遅らせた
 6. 採用予定者の内定を取り消した 7. 従業員を採用した 8. 賃金(賞与)を削減した
 9. 賃金(賞与)を引き上げた 10. 特に変化はない 11. その他()

③ 新型コロナウイルス感染拡大への対策として、貴事業所で実施した従業員の労働環境の整備について、お答えください。(該当するすべてに○)

1. テレワークの導入 2. 時差出勤の導入 3. 時短勤務の導入 4. 臨時手当等の支給
 5. 就業規則の見直し 6. 特に整備していない 7. その他()

④ 新型コロナウイルス感染拡大により、貴事業所が従業員の雇用維持等のために活用(申請)した助成金についてお答えください。(該当するすべてに○)

1. 雇用調整助成金 2. 働き方改革支援助成金 3. 小学校休業等対応助成金 4. 持続化給付金
5. ものづくり補助金 6. 活用していない 7. その他()

※ 特別定額給付金等の従業員個人へ給付されるものについては、除いてご回答ください。

設問 8) 賃金改定についてお答えください。

① 令和 2 年 1 月 1 日から令和 2 年 7 月 1 日までの間にどのような賃金改定を実施しましたか。(1 つだけに○)

1. 上げた 2. 下げた 3. 今年は実施しない(凍結)
4. 7 月以降引上げる予定 5. 7 月以降引下げる予定 6. 未定

※ 1. ~ 3. に○をした事業所は下記の①-1の質問にお答えください。

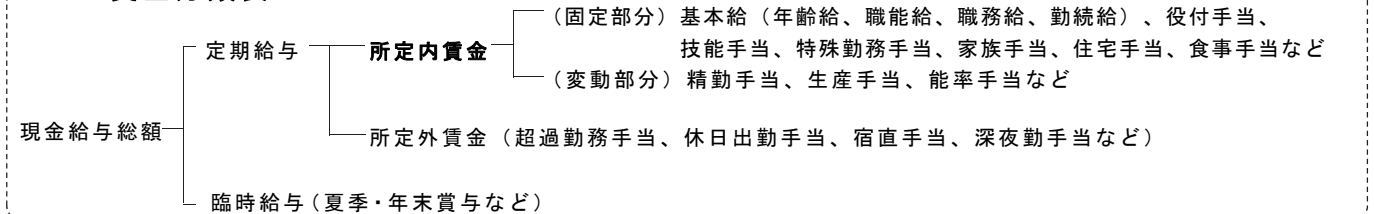
①-1 賃金改定(引上げ・引下げ・凍結)を実施した対象者の総数と従業員 1 人当たり平均の改定前・改定後所定内賃金(通勤手当を除く)及び平均引上げ・引下げ額をご記入ください。ご記入の際は下記の〔注〕をご参照ください。なお、プラス・マイナスの記号は不要です。

対象者総数	従業員 1 人 当 たり (月 額)		
	改定前の平均所定内賃金 (A)	改定後の平均所定内賃金 (B)	平均引上げ・引下げ額 (C)
人	円	円	円

〔注〕(1) 「改定前の平均所定内賃金(A)」「改定後の平均所定内賃金(B)」「平均引上げ・引下げ額(C)」の関係は次のとおりです。

- ・「1. 上げた」事業所は、「平均引上げ・引下げ額(C)」はプラス額になります。
- ・「2. 下げた」事業所は、「平均引上げ・引下げ額(C)」はマイナス額になります。
- ・「3. 今年は実施しない(凍結)」事業所は、(B)-(A)が同額になりますので、「平均引上げ・引下げ額(C)」は「0」になります。
- (2) 対象者総数は、賃金改定対象者で、賃金の改定前、改定後とも在職している者です(1 ページ目の設問 1 の「従業員数」とは必ずしも一致しなくても結構です)。
- (3) パートタイマー、アルバイト、役員、家族、嘱託、病欠者、退職者などは除いてください。
- (4) 臨時給与により賃金改定した場合は、上記賃金に含める必要はありません。
- (5) 「所定内賃金」については、下表を参考にしてください。

賃金分類表



※ ①において 1. または 4. に○をした事業所及び臨時給与を上げた事業所は②、③の質問にお答えください。

② 賃金改定(引上げ・7 月以降引上げ予定)の内容についてお答えください。(該当するすべてに○)

1. 定期昇給 2. ベースアップ 3. 基本給の引上げ(定期昇給制度のない事業所)
4. 諸手当の改定 5. 臨時給与(夏季・年末賞与など)の引上げ

〔注〕(1) 「定期昇給」とは、あらかじめ定められた企業の制度に従って行われる昇給のことで、一定の時期に毎年増額することをいいます。また、毎年時期を定めて行っている場合は、能力、業績評価に基づく査定昇給なども含まれます。

(2) 「ベースアップ」とは、賃金表の改定により賃金水準を引上げることを行います。

③ 貴事業所では、今年の賃金改定(引上げ・7 月以降引上げ予定)の決定の際に、どのような要素を重視しましたか。(該当するすべてに○)

1. 企業の業績 2. 世間相場 3. 労働力の確保・定着 4. 物価の動向 5. 労使関係の安定
6. 親会社又は関連会社の改定の動向 7. 前年度の改定実績 8. 賃上げムード 9. 消費税増税
10. 重視した要素はない 11. その他()

設問 9) 労働組合の有無についてお答えください。(どちらかに○)

1. ある 2. ない

◎ お忙しいところご協力ありがとうございました。記入もれがないか再度お確かめのうえ、7 月 20 日までにご返送ください。